

令和8年度北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金 募集要項 (事業開始に要する経費、事業実施に要する経費、学習支援に要する経費)

1 補助金の名称

北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金

2 事業概要

(1) 事業の目的

この補助金は、新規開設や子ども食堂を運営している団体等の取り組みに対して、活動支援の助成を行い、本市での広がりとし継続した運営を促すことを目的として実施するもの。

(2) 補助対象となる事業

補助の対象となる事業は、主に食事や学習、交流の場などを提供することによって、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 北九州市内で実施されること。
- ② 食事の提供を行うこと。
- ③ 学習支援や子ども同士の遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- ④ 宗教または政治、営利を目的としないこと。
- ⑤ 開催頻度は、原則月1回以上であること。
- ⑥ 開設時間は、1回あたり3時間以上であること。
- ⑦ 開設時間においては、現場に常に責任者を配置すること。
- ⑧ 事業実施にあたり必要な体制が確保されていること。
※責任者のほか事業を補助できるスタッフを配置すること。

3 補助対象期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

※事業終了後、速やかに実績報告書を提出すること。

4 申請に係る資格要件

次の要件をすべて満たしている団体のみ申請を行うことができる。

- ① 定款・会則等の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- ② 継続的に活動する意思があること。
- ③ 特定の政治的又は宗教活動を行う団体でないこと。
- ④ 活動内容が公序良俗に反しないこと。
- ⑤ 子ども食堂ネットワーク北九州に加入している（する予定である）こと。
※NPO法人・企業等の場合においては、上記に加え、次の⑥から⑨の要件をすべて満たすこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ⑦ 暴力団対策法第32条第1項の各号に該当する者でないこと。
- ⑧ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、食品衛生管理を徹底すること。
- (2) 食事の提供にあたっては、食物アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の安全確保を図ること。
- (4) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。
- (5) 事業の実施にあたっては、近隣への配慮に努めること。
- (6) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。

6 スケジュール

- (1) 公募開始日 令和8年6月2日(火)
- (2) 申請書類提出締切日 令和8年6月19日(金) 17時必着
※締切後に新規開設された子ども食堂については、別途指定する日時まで
※補助予定数又は予定事業費に達し次第、受付終了
- (3) 交付決定日 令和8年7月から随時
- (4) 報告書提出締切日 交付決定後、別途通知

7 申請書類について

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1) 北九州市ホームページからのダウンロード
※URL：<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700158.html>
※「北九州市子ども食堂開設等支援事業」で検索
- (2) 事務担当課(子ども家庭局こども若者成育課)での配付

8 補助対象について

- (1) 補助対象経費
事業に必要な経費のうち、要綱別表1、別表2および別表3に定めるものを補助対象経費とする。
- (2) 上限額
 - ①事業開始に要する経費の額は補助対象経費の3分の2以下とし、「事業開始に要する経費」については15万円とする。
経費の交付は、1箇所当たり1回を限度とする。
 - ②事業実施に要する経費の額は補助対象経費の3分の2以下とし、「事業実施に要する経費」については15万円とする。
経費の交付は、1箇所当たり3年を限度とする。
 - ③学習支援に要する経費の額は補助対象経費の3分の2以下とし、「学習支援に要する経費」については3万円とする。
※なお、補助金については審査を経て予算の範囲内で助成を受けることができる。

9 提出書類

補助金の交付を希望する団体は、公募期間の間に、「北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添えて提出すること。

- (1) 任意団体(ボランティア団体等)の場合
 - ①事業計画書(様式第1号-2)
 - ②事業収支計画書(様式第1号-3)
 - ③実施団体の定款又は規約及び役員名簿(様式第1号-4)
※別添「グループ会則(例)」を参照のうえ作成すること。
※北九州市暴力団排除条例に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じる

ため、警察への照会確認を行う。別添の「役員名簿」に氏名（フリガナを付した
もの）、生年月日、性別を記載し、関係書類と併せて提出すること。

※役員名簿に記載された個人情報については、警察への照会のみを使用し、その他
の目的には使用しない。

④団体の収支決算書類、団体のチラシ、活動内容を記載したパンフレット等

※既に活動している団体のみ提出すること。

⑤振込口座指定届・会計責任者指定届

⑥請求書

(2) NPO法人・企業等の場合

前記9(1)①から⑥の書類に加え、次の書類を添えること。

ただし、北九州市の競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている事業者は提出
不要。

⑦登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること。

⑧市税に係る徴収金に滞納がないことの証明

※北九州市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に
滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑨消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

10 申込期限

(1) 申込期限

公募開始日から令和8年6月19日（金）17時必着

※締切後に新規開設された子ども食堂については、別途指定する日時まで

※補助予定数又は予定事業費に達し次第、受付終了

(2) 提出方法

事務担当課宛まで、郵送または持参すること。

〔持参の場合〕上記提出期限までの9時～17時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に
持参すること。

〔郵送の場合〕上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を事務担当課まで
電話連絡し、到達確認を行うこと。

11 事務担当課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所11階

北九州市子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課（子ども食堂担当）

電話 093-582-2473 FAX 093-582-5145

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は補助金の申請を無効とする。

(1) 申請者が前記4に定める申請に係る資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに書類が提出されない場合

(3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものを除く）

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 著しく信義に反する行為があった場合

(6) 事業計画の記載内容が法令違反など著しく不当な場合

(7) 本件に関して2件以上の申請を行った場合

13 事業計画等の審査

補助金の申請書類を審査し、補助対象団体を選定する。

14 その他

- (1) 提出書類は選定結果に関わらず返却しない。ただし、不採択となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責任において処分するものとし、本件における審査以外の目的では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採択となった団体の名称、審査結果を含む）は北九州市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 事業計画書に表明された内容に基づき審査を行うので、実現性が低いにもかかわらず提案することがないようにすること。補助金の交付が決定した後においても、提案内容が達成できないことが認められた場合には、交付決定を取り消す場合がある。それに伴う申請者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。